

4 上塗りの色 上塗り塗料の色は、耐候性の大きいものを選ぶようにする。多く使用する色と使用方法を示すと、表-4のようである。

5 その他 けたの表示事項・表示場所・文字の大きさは、けたの種類によって標準が定められている。また塗膜の劣化度とケレン種別、塗料の種類、塗り回数とを関連させて、塗替え塗装を計画するようにしている。

参考文献 S.S.P.C.; Good Painting Practice (1960) Deutsche Bundesbahn; Technische Vorschriften für den Rostschutz von Stahlbauwerken (1957)。日本国有鉄道仕様書 鉄ゲタの塗装方法 JRS 3685 13AR3 (1964)。(吉田真一)

てつどうかもつサービス・センター 鉄道貨物サービス・センター 国鉄の鉄道管理局の営業部の附属機関。そのおもな担当業務は、鉄道管理局長の定める貨物の運送申込みの受付、受付貨物に対する引受駅等の指定および調整ならびに貨物の運送案内である。

従来の貨物の窓口事務は、荷主本位ではなく、駅や貨車の事情を主体とする体制であったので、荷主が気安くかつ積極的に鉄道を利用することが少なく、運送の申込みをしても、いつになれば確実に託送されるのか判然としないという状況であった。特に出荷に波動が多く、鉄道利用に固定性のない一般雑貨については、鉄道にとって運賃の面で有利な貨物でありながら、他の運輸機関へ追いやらざるをえないという実状であった。そこで、鉄道貨物サービス・センターを設置して、この種の一般雑貨を主たる対象として、臨時約束貨物・異例取扱貨物・事業用貨物・駐留車貨物・小口混載貨物・定量貨物および特種貨車を使用する貨物を除く全貨物について、従来駅で行っていた運送引受業務を一手に吸い上げて統括し、管内各駅の取扱能力、方面別輸送力、車種別到着状況等を総括的に勘案しつつ、荷主の申込みに対しては必ず即座に引き受けるという確実な運送引受体制を確立したのである。

昭和 35・10・1 東京鉄道管理局に設置し、次いで昭和 39・4・1 名古屋鉄道管理局に設置した。(宮坂正直)

てつどうきねんぶつ 鉄道記念物 明治 5・9・12 (太陽暦で 10・14)、新橋・横浜間に初めて鉄道が開通し、新橋と横浜で盛大な開業式が挙行された。

毎年この日を記念して、永年勤続者の表彰式をはじめ記念日にふさわしい、いろいろな行事がとり行なわれるが、昭和 33 年の鉄道 86 周年の記念日から、鉄道記念物が指定されるようになった。

鉄道記念物は、昭和 33・10・7 総裁達第 509 号によって鉄道記念物保護規程がつくられ、国鉄および国鉄以外の地上施設、その他の建造物・車両・古文書等で歴史的・文化価値のあるもの、また制服・作業用具・看板その他のもので、諸制度の推移を理解するため欠くことのできないもの、そのほか、国鉄における諸施設発祥の地点、国鉄に関係ある伝承地、鉄道の発達に貢献した故人の遺跡(墓碑を含む)等で、これら三つを基準として国鉄総裁が指定する。

また、昭和 38・2 に規程の一部が改正され、昭和 38 年から準鉄道記念物制度が設けられ、地方的にみて歴史的・文化価値の高いもの(将来鉄道記念物になりうるもの)を各支社において準鉄道記念物に指定し、保存することになった。

これら記念物に指定されたものは、鉄道部内で記念すべきものであることはもちろんであるが、鉄道はそれ自身国民生活と密着した存在で、指定された鉄道記念物の中には弁慶号機関車のように、親しまれているものが数多くあり、また、鉄

道の仕事の理解に役だつものもたくさんある。

鉄道記念物は、毎年 2、3 件を加えていくが、いずれも過去の鉄道が、努力した仕事のどこかにつながるものであり、近代化された昨今の鉄道の発達がどのような過程を経て今日に至ったかを知るよい手引きともなるものである。

なお、昭和 33 年から 39 年までに指定された第 1 回以降の鉄道記念物・準鉄道記念物は次のとおりである。

鉄道記念物

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
1	1 号 機 関 車	交通博物館内	昭和33・10・14
2	1 号 御 料 車	"	"
3	弁 慶 号 機 関 車	"	"
4	旧 長 浜 駅	北陸本線長浜駅構内	"
5	0 哩 標 識	東海道本線汐留駅構内	"
6	善 光 号 機 関 車	交通博物館内	昭和34・10・14
7	5 号 御 料 車	国鉄大井工場内	"
8	6 号 御 料 車	"	"
9	鉄 道 古 文 書	日本国有鉄道本社内	"
10	佐 賀 藩 製 造 の 機 関 車 模 型	交通博物館内	"
11	大 阪 駅 時 鐘	交通科学館内	昭和35・10・14
12	旧 達 坂 山 ずい 道 東 口	東海道本線大津駅付近	"
13	旧 手 宮 機 関 庫	手宮線手宮駅構内	"
14	野 辺 地 防 雪 林	東北本線野辺地駅付近	"
15	開 拓 使 号 客 車	交通博物館内	昭和36・10・14
16	110 号 タンク 機 関 車	青梅鉄道公園内	"
17	長 浜 駅 旧 29 号 分 岐 器	北陸本線長浜駅構内	"
18	エドモンド・モレルの墓	横浜市外人墓地内	昭和37・10・14
19	秋 田 第 1 号 鉄 道 飛 砂 防 止 林	羽越本線下浜駅付近	"
20	蒸 気 動 車	国鉄名古屋工場内	"
21	西園寺公望自筆の鉄道国有法案説明草稿	交通博物館内	"
22	2 号 御 料 車	"	昭和38・10・14
23	鉄道助佐藤政文書	"	"
24	アプト式鉄道	信越本線軽井沢駅附近	昭和39・10・14
25	井 上 勝 の 墓	品川東海寺大山墓地内	"
26	ウエブ・エンド・トムソン式電気通票器	交通博物館内	"

準鉄道記念物

支社別	名 称	所 在 地	指定年月日
北海道	しづか号機関車	北海道鉄道記念館内	昭和38・10・14
"	い 1 号 客 車	"	"
新 潟	C 51239 号 機 関 車	新潟鉄道教室所構内	"
関 東	四ツ谷トンネル入口 飾 付 兜	交通博物館内	"
関 西	義経号機関車	国鉄鷹取工場内	"
"	噴 水 小 僧	東海道本線大阪駅構内	"
四 国	別子 1 号 機 関 車	愛媛県立新居浜工業高校内	"
北海道	大 勝 号 機 関 車	北海道鉄道記念館内	昭和39・10・14
"	回 転 式 雪 か き 車	"	"

(岩船栄純)

てつどうこうあんきどうたい 鉄道公安機動隊 鉄道公安職員を、集中的・機動的に運用するため鉄道公安室に設置した組織で、鉄道公安職員基本規程(管理規程)(昭 39・4 総裁達第 160 号)に規定されている。

戦後の混乱が一段落し、輸送近代化が進むにつれて、客貨の流動は大都市中心になり、鉄道犯罪の発生も、したがって大都市中心に、かつ移動的になってきた。鉄道公安職員の配置・運用も、公安制度発足当時の固定的・分散的配置では犯罪発生に対処できなくなったので、昭和 38・4 全国にさきがけ、東京鉄道管理局では東京鉄道公安室に東鉄公安機動隊を発足させた。この東鉄公安機動隊は、東京鉄道管理局管内における事故災害等の非常事態発生時の集中運用、通勤ラッシュ時の旅客整理誘導、近郊電車・環状線電車の警乗またはロングラン警乗を主目的と